

業務委託契約の変更契約について

栃木県 県土整備部

1 変更契約時に提出する書類、提出部数及び留意事項

提出書類	部数	留意事項
栃木県 業務委託変更請負契約書 (最新版を使用すること。)	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2部のうち1部には、以下のとおり収入印紙を貼付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ア 業務委託料が増額となる場合 増額変更に応じた分 イ 業務委託料が減額となる場合 200円 (金額によらず一律) ウ 履行期間の変更のみの場合 200円 ○ 日付の年表記については、元号と西暦を併記してください。 (例) 令和○ (20XX) 年○月○日 ・契約書の作成 (記載) 方法については、2に記載のとおりです。
委託業務工程表 (業務委託料が50万円未満の場合は省略可)	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初を赤、変更後を黒で2段書きにしてください。
契約保証に関する書類 (保証書) 等 (指名通知等で契約保証を求めている業務委託の場合)	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工期に変更がある場合には、次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> * 金融機関の保証 (銀行等) → 保証に係る「変更契約書」※1 * 公共工事履行保証証券 (履行ボンド) → 「異動承認書」 ※1 変更後の保証債務履行の請求の有効期限が県の休日に当たる場合は、県の休日を除いた、その翌日になるよう有効期限を設定してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他の保証の場合は、書類の提出はありません。 ○ 変更後契約額が当初契約額の1.5倍を超える場合は、契約保証金の額が変更後契約額の10分の1以上となるように増額の手続きをして、次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> * 金融機関 (銀行等・保証事業会社) の保証 → 保証に係る「変更契約書」 * 公共工事履行保証証券 (履行ボンド) ・ 履行保証保険 → 「異動承認書」 * 現金 (納入通知書) → 「契約保証金提出書 (変更)」 * 有価証券 → 「有価証券提出書 (変更)」

2 変更契約書の作成 (記載) 方法

変更契約書記載事項	記載方法
「3 変更履行期間」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 履行期間に変更があるときは、変更後の履行期間を記載してください。 ○ 履行期間に変更がないときは、年月日を記載せずに「ー」を記載してください。 (例) 令和ー (ー) 年ー月ー日から令和ー (ー) 年ー月ー日まで
「4 前業務委託料に対する増減額」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務委託料に変更があるときは、増減額を記載してください。 (例) 前業務委託料に対する増減額 ○, 〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増減額 ×, ×××円) ○ 業務委託料に変更がないときは、「ー」を記載してください。 (例) 前業務委託料に対する増減額 ー円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増減額 ー円) ※0円としないこと。 ○ 免税事業者の場合は「(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増減額 円)」を削除してください。
「5 業務委託料増減額に対する契約保証金」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約保証金額に増減がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当初契約で契約保証を求められていない場合は「免除」と記載 ・当初契約で契約保証を求められている場合は「ー」と記載してください。 ○ 契約保証金を増減額した場合は増減額した金額を記載してください。
中段の「 年 月 日締結した～」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初めての変更の場合は、当初契約年月日を記載してください。 ○ 2回目以降の変更の場合は、前回 (直前) の変更契約年月日を記載してください。

変更契約書記載事項	記 載 方 法
「栃木県業務委託契約書 第 条」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 履行期間の変更の場合は「第26条」と記載してください。 ○ 業務委託料の変更の場合は「第27条」と記載してください。 ○ 履行期間と業務委託料の変更の場合は「第26条・第27条」と記載してください。 <p>※令和2年3月31日以前の契約書の変更契約の場合は、上記はそれぞれ第25条、第26条となります。</p>

3 変更契約書の上部余白には、訂正印（捨印）を押印してください。

4 変更契約関係について、不明な点等がある場合は、下記にお問い合わせください。

〒321-4305
 真岡市荒町116-1
 真岡土木事務所 総務課 工事経理
 TEL 0285-83-8301
 メール moka-dj-keiri@pref.tochigi.lg.jp